

令和7年度
養護教諭・栄養教諭
キャリアアップ研修Ⅱの手引
(県立学校)



愛媛県総合教育センター

目 次

I	愛媛県の教員としての資質向上に関する指標	1
II	実施要項	4
III	研修の流れ	10
IV	研修の概要	11
V	研修の実施について	12
VI	受講についてのお願いと諸注意	14
VII	欠席の手続	15
VIII	様式	16
	施設配置図	19
	交通案内	20

教員のキャリアステージにおける指標

観点	ステージ	初任～	10年～	20年～		
	キーワード	採用段階	基盤形成期	資質・能力向上期	資質・能力充実期	資質・能力発展期
人間力	学び続ける向上心	常に目標を持ち、その実現に向け、学び続ける。				
	使命感・倫理観	教員の使命や責任について理解する。	使命感や責任感を持って教育活動に取り組む。教育公務員として法令を遵守し、職務を遂行する。			
	豊かな人間性	子どもたちへの深い愛情を持つ。	子どもたちを魅了する豊かな人間性を持つ。	子どもたちや保護者、同僚を魅了する豊かな人間性を持つ。		地域の人々をも魅了する豊かな人間性を持つ。
	人権感覚・人権意識	差別や偏見を見抜く、基礎的な知識を身に付ける。	多様な価値観を尊重し、常に人権感覚を磨くとともに、人権意識を高め続ける。人権問題に対する正しい理解や認識を深め、問題解決への確固たる姿勢を確立する。			
	識見・教養	公共のマナーを踏まえて行動する。	社会人としてのマナーを身に付ける。	幅広い知識や教養を教育活動に生かす。		高い識見や教養、経験に基づいて判断する。
	心身の健康	健康的な生活をする。	自他のワーク・ライフ・バランスを図り、心身の健康の維持・増進に努める。			
	実践的指導力	省察力	自分のよさと課題を正しく理解しようとする。	日々の実践を振り返り、課題を明確にし、その解決に取り組む。	自分のよさと課題を正しく認識し、日々の教育活動の改善に取り組む。	
教科等指導力		教科等の専門知識と基本的な指導方法を身に付ける。	児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に努める。	授業研究等により指導技術の向上に努める。	高い専門性を身に付け、中核となって授業実践を重ねる。	不断の授業改善を行うとともに、自らの教科等指導力の伝承に努める。
ICT活用能力		ICT活用に関する基礎的な知識や基本的な技能を身に付ける。	ICT機器を活用して主体的・対話的で深い学びの実現に努める。		校務の情報化など、教育の情報化の推進に積極的に参画する。	
学級経営力		学級経営に関する基礎的な知識を身に付ける。	児童生徒相互の好ましい人間関係づくりを行う。	児童生徒が高め合える学級集団づくりを行う。	ミドルリーダーとして学年全体の向上に向けた取組を行う。	広い視野を持ち、全学年を見通した学級経営を推進する。
生徒指導力・教育相談力		生徒指導や教育相談についての基礎的な知識を身に付ける。	児童生徒の発するサインを見逃すことなく対応する。	児童生徒に寄り添い、話をよく聞き、適切に対応する。	児童生徒の課題を共有し、チームとして問題の未然防止や解決に当たる。	地域や関係機関と連携し、学校全体の課題解決に努める。
特別支援教育実践力		特別支援教育に関する基礎的な知識を身に付ける。	支援が必要な児童生徒の特性を理解し、適切に対応する。	特別支援教育の視点に立った実践的指導力を持つ。	支援が必要な児童生徒に組織的・計画的に対応するなど、学校の中核として特別支援教育の推進に努める。	
えひめ人材育成力		愛媛の魅力と課題について理解する。	ふるさと愛媛に誇りと愛着を持たせる教育の実現に努める。国際的な視野を養うとともに、地域の課題に目を向け、愛媛の未来を拓く人材の育成に努める。			
組織力	組織貢献力	組織的な対応の重要性を理解する。	組織の一員として、与えられた役割を確実に果たす。	自分にできることを考え、積極的に実践する。	ミドルリーダーとしての自覚と責任を持ち、職務に当たる。	教育活動全般を推進し、次世代の教員を育成する。
	学校安全の意識・危機管理能力	学校安全の基本的な内容を理解する。	危険を予測し、未然防止に努める。緊急時に適切な対応をする。		様々な事案に迅速で適切な対応をする。	危機管理体制を点検し、改善への提言を行い、安全意識の向上に努める。
	協働性・同僚性	他者と協力して課題解決に取り組む。	報告・連絡・相談を行い、助力を得て課題を解決する。	自他のよさを生かし、連携して課題を解決する。	よりよい同僚性を築き、ミドルリーダーとして課題の解決に当たる。	人材育成の視点から助言や支援を行い、よりよい同僚性の構築を促す。
信頼構築力	対人関係力	感謝の心を持ち、相手をお大切に扱う。	気持ちのよい挨拶を交わし、対話に努める。	相手の考えを柔軟に受け止め、自分の考えを分かりやすく伝える。	様々な立場の人々と積極的につながり、人間関係を広げる。	連絡・調整の中核となり、よりよい人間関係づくりを進める。
	地域と連携・協働する力	地域の自然・文化・歴史・産業などについて理解する。	地域との連携・協働の必要性について理解する。	地域と連携・協働した教育活動に、積極的に取り組む。	地域の人材と情報を効果的に活用して、教育活動の充実に努める。	連携・協働した教育活動の実践を通して、地域と学校の課題の解決を図る。

養護教諭のキャリアステージにおける指標(実践的指導力)

観点	ステージ		初任～		10年～	20年～
	キーワード	採用段階	基盤形成期	資質・能力 向上期	資質・能力 充実期	資質・能力 発展期
養護教諭の専門性に基づく実践的指導力	保健管理	学校保健安全法における保健管理の位置付けを理解する。	対人管理や対物管理を適切に行う。	健康課題の解決に向けて適切に対応する。	保健管理について、指導的役割を果たす。	校内の保健安全の充実に向け、積極的に学校運営に参画する。
	保健教育	保健教育における養護教諭の役割を理解する。	学級担任、教科担任等と連携した保健教育を行う。	ねらいを達成するために最適な方法で保健教育を実施する。	保健教育を実践、評価、改善し、効果的に推進する。	教育課程の編成・実践・評価を通して学校保健計画を作成する。
	健康相談	学校保健安全法における健康相談の位置付けを理解する。	児童生徒の発するサインを見逃すことなく対応する。	発達段階や現代的な健康課題などの関連を踏まえて健康相談を行う。	校内の支援体制の充実に努めるとともに、校内外の関係者との連携を図る。	心身の健康問題に関して、組織的な対応ができるよう、指導的役割を果たす。
	保健室経営	保健室経営における養護教諭の役割を理解する。	学校教育目標を理解し、計画的に保健室経営を行う。	保健室経営の充実を図り、学校教育目標の達成に向け、組織的に工夫改善を行う。		学校運営に積極的に参画し、保健に関する教育活動を活性化させる。
	保健組織活動	保健組織活動の意義を理解する。	保健組織活動の企画運営に積極的に取り組む。	保健組織が主体的に活動できるよう、内容の工夫改善を図る。	教職員・保護者・関係機関と連携・協働しながら保健組織活動を推進する。	地域レベルで保健組織活動を推進する。

※養護教諭には教員のキャリアステージにおける指標に加え、養護教諭の専門性に基づき、上記の実践的指導力が求められる。

栄養教諭のキャリアステージにおける指標(実践的指導力)

観点	ステージ		初任～		10年～	20年～
	キーワード	採用段階	基盤形成期	資質・能力 向上期	資質・能力 充実期	資質・能力 発展期
栄養教諭の専門性に基づく実践的指導力	学校給食の管理					
	栄養管理	学校給食の役割を理解する。	学校給食実施基準に基づき、適切な献立を作成する。	児童生徒等の実態に応じた給食管理を行う。	栄養管理の内容を食に関する指導に生かせるよう教職員との連携を図る。	栄養管理に関して、学校や地域において指導的役割を果たす。
	衛生管理	学校給食衛生管理基準について理解する。	調理従事者に対しての衛生指導や、施設設備の衛生点検を行う。	調理従事者に対して指導助言を行うとともに、施設設備の改善に努める。	調理従事者と連携し、計画的に改善策を講じる。	衛生管理に関して、学校や地域において指導的役割を果たす。
	給食の時間や教科等の指導	食に関する指導の必要性を理解する。	学級担任、教科担任等と連携した、食に関する指導を行う。	ねらいを達成するために最適な方法で食に関する指導を実施するとともに、学校給食を生きた教材として活用する。	食に関する指導を、実践、評価、改善し、効果的に推進する。	教科等のねらいを達成するための指導内容や、評価の計画について、専門的立場から指導助言を行う。
	個別的な相談指導	個別的な相談指導の重要性について理解する。	食に関する健康課題を有する児童生徒に対して適切に対応する。	発達段階や現代的な健康課題などの関連を踏まえた個別的な相談指導を行う。	校内の支援体制を整え、校内外の関係者との連携を図る。	食に関する健康課題について、組織的な対応ができるよう、指導的役割を果たす。

※栄養教諭には教員のキャリアステージにおける指標に加え、栄養教諭の専門性に基づき、上記の実践的指導力が求められる。

II 実施要項

令和7年度愛媛県養護教諭キャリアアップ研修Ⅱ実施要項

1 目的

令和7年度愛媛県養護教諭キャリアアップ研修Ⅱ（以下「養護教諭キャリアアップ研修Ⅱ」という。）は、愛媛県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条の規定に基づき、現職研修の一環として実施し、養護教諭の資質や専門性の向上、指導力の強化を図ることを目的とする。

2 対象者

(1) 養護教諭キャリアアップ研修Ⅱの対象者（以下「研修対象者」という。）は、愛媛県内（松山市を除く。）の公立の小学校若しくは中学校（以下「小・中学校」という。）又は県立学校に勤務する養護教諭であって、次に掲げるものとする。

ア 愛媛県養護教諭5年経験者研修又は愛媛県養護教諭キャリアアップ研修Ⅰを修了し、在職期間（県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別途定めるところにより計算した在職期間をいう。以下同じ。）が10年又は11年に達した者

イ 愛媛県養護教諭5年経験者研修又は愛媛県養護教諭キャリアアップ研修Ⅰを修了し、令和7年4月1日現在、35歳に達した者

ウ ア及びイに掲げる者のほか、研修対象者とすることが適当であると教育長が特に認めた者

(2) (1)の規定にかかわらず、次に掲げる者は、研修対象者から除くものとする。

ア 教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）第4条各号に掲げる者及びこれに準ずる者

イ 教育公務員特例法施行令附則第3項に規定する者及びこれに準ずる者

ウ 教育長が別に定めるところにより、この研修を受講する必要がないと認めた者

3 内容

(1) 校外研修

教育センター研修

共通研修（教職倫理、教育法規等に関する研修）、専門研修、生徒指導等研修を8日行うものとする。

(2) 校内研修

研修対象者の所属する学校において、保健教育に関する研究授業及び保健教育、保健管理等に関する特定課題研究を5日以上行うものとする。

(3) 選択研修

愛媛県総合教育センター（以下「教育センター」という。）、研修対象者の所属する学校等において、2日行うものとし、内容は、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励ガイドライン（令和4年8月文部科学省）を踏まえ、県教育委員会が決定する。

4 研修の免除

教育長が別に定めるところにより、研修対象者の研修歴、職務経験等を総合的に判断した上で、養護教諭キャリアアップ研修Ⅱの全部又は一部の受講を免除することができるものとする。

5 校内体制

研修対象者が所属する学校の校長（以下「校長」という。）は、養護教諭キャリアアップ研修Ⅱの実施に当たり、研修対象者の校務分掌に十分配慮するものとする。

6 研修前評価、研修計画等

(1) 小・中学校における研修前評価、研修計画等

ア 校長は、別表に定める評価基準に基づき、研修対象者について、研修前の評価を評価票に記入するとともに、研修計画書を作成して、市町（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合を含む。）の教育委員会（以下「市町教育委員会」という。）に提出するものとする。

イ 校長は、評価の実施及び研修計画書の作成に当たっては、教頭、主幹教諭及び教務主任等の意見を聴取することができるものとする。

ウ 校長は、評価の実施及び研修計画書の作成に当たっては、研修対象者の意見等を聴取するものとする。

エ 市町教育委員会は、校長から提出された評価票及び研修計画書について、必要な調整を行い、研修対象者の評価及び研修計画を決定するものとする。

オ 市町教育委員会は、エで決定した評価票及び研修計画書を、校長に通知するとともに、所管教育事務所に提出するものとする。

カ 市町教育委員会から提出を受けた教育事務所は、教育センターに評価票及び研修計画書を送付するものとする。

キ 校長は、市町教育委員会が決定した研修計画に基づき、研修対象者に対し研修を受けるよう職務上の命令を発するものとする。

(2) 県立学校における研修前評価、研修計画等

ア 校長は、別表に定める評価基準に基づき、研修対象者について、研修前の評価を評価票に記入するとともに、研修計画書を作成して、県教育委員会に提出するものとする。

イ 校長は、教頭（分校長を含む。）を活用して、評価するとともに研修計画書を作成することができるものとする。

ウ 校長は、評価の実施及び研修計画書の作成に当たっては、研修対象者の意見等を聴取するものとする。

エ 県教育委員会は、校長から提出された評価票及び研修計画書について、必要な調整を行う。

オ 校長は、研修計画に基づき、研修対象者に対し研修を受けるよう職務上の命令を発するものとする。

7 研修後評価、研修報告等

(1) 小・中学校における研修後評価、研修報告等

ア 校長は、養護教諭キャリアアップ研修Ⅱを修了した者について、研修後の評価を評価票に記入するとともに、研修報告書を作成して、市町教育委員会に提出するものとする。

イ 市町教育委員会は、評価票及び研修報告書を所管教育事務所に提出するものとする。

ウ 市町教育委員会から提出を受けた教育事務所は、教育センターに評価票及び研修報告書を送付するものとする。

(2) 県立学校における研修後評価、研修報告等

校長は、養護教諭キャリアアップ研修Ⅱを修了した者について、研修後の評価を評価票に記入するとともに、研修報告書を作成して、県教育委員会に提出するものとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、養護教諭キャリアアップ研修Ⅱの実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

別表 評価基準

評価	基 準
A	指標に示された「資質・能力充実期」に求められる程度より優れている。
B	指標に示された「資質・能力充実期」に求められる程度を満たしている。
C	指標に示された「資質・能力充実期」に求められる程度に対し努力を要する。

表中「指標」は、教育公務員特例法第22条の3第1項に基づき、県教育委員会が策定した指標

令和7年度愛媛県栄養教諭キャリアアップ研修Ⅱ実施要項

1 目的

令和7年度愛媛県栄養教諭キャリアアップ研修Ⅱ（以下「栄養教諭キャリアアップ研修Ⅱ」という。）は、愛媛県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条の規定に基づき、現職研修の一環として実施し、栄養教諭の資質や専門性の向上、指導力の強化を図ることを目的とする。

2 対象者

(1) 栄養教諭キャリアアップ研修Ⅱの対象者（以下「研修対象者」という。）は、愛媛県内（松山市を除く。）の公立の小学校若しくは中学校（以下「小・中学校」という。）又は県立学校に勤務する栄養教諭であって、次に掲げるものとする。

ア 愛媛県栄養教諭5年経験者研修又は愛媛県栄養教諭キャリアアップ研修Ⅰを修了し、在職期間（県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別途定めるところにより計算した在職期間をいう。以下同じ。）が10年又は11年に達した者

イ 愛媛県栄養教諭5年経験者研修又は愛媛県栄養教諭キャリアアップ研修Ⅰを修了し、令和7年4月1日現在、35歳に達した者

ウ ア及びイに掲げる者のほか、研修対象者とすることが適当であると教育長が特に認めた者

(2) (1)の規定にかかわらず、次に掲げる者は、研修対象者から除くものとする。

ア 教育公務員特例法施行令（昭和24年政令第6号）第4条各号に掲げる者及びこれに準ずる者

イ 教育公務員特例法施行令附則第3項に規定する者及びこれに準ずる者

ウ 教育長が別に定めるところにより、この研修を受講する必要がないと認めた者

3 内容

(1) 校外研修

教育センター研修

共通研修（教職倫理、教育法規等に関する研修）、専門研修、生徒指導等研修を8日行うものとする。

(2) 校内研修

研修対象者の所属する学校において、研究授業、食に関する指導、給食管理等に関する特定課題研究を5日以上行うものとする。

(3) 選択研修

愛媛県総合教育センター（以下「教育センター」という。）、研修対象者の所属する学校等において、2日行うものとし、内容は、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励ガイドライン（令和4年8月文部科学省）を踏まえ、県教育委員会が決定する。

4 研修の免除

教育長が別に定めるところにより、研修対象者の研修歴、職務経験等を総合的に判断した上で、栄養教諭キャリアアップ研修Ⅱの全部又は一部の受講を免除することができるものとする。

5 校内体制

研修対象者が所属する学校の校長（以下「校長」という。）は、栄養教諭キャリアアップ研修Ⅱの実施に当たり、研修対象者の校務分掌に十分配慮するものとする。

6 研修前評価、研修計画等

(1) 小・中学校における研修前評価、研修計画等

ア 校長は、別表に定める評価基準に基づき、研修対象者について、研修前の評価を評価票に記入するとともに、研修計画書を作成して、市町（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合を含む。）の教育委員会（以下「市町教育委員会」という。）に提出するものとする。

イ 校長は、評価の実施及び研修計画書の作成に当たっては、教頭、主幹教諭及び教務主任等の意見を聴取することができるものとする。

ウ 校長は、評価の実施及び研修計画書の作成に当たっては、研修対象者の意見等を聴取するものとする。

エ 市町教育委員会は、校長から提出された評価票及び研修計画書について、必要な調整を行い、研修対象者の評価及び研修計画を決定するものとする。

オ 市町教育委員会は、エで決定した評価票及び研修計画書を、校長に通知するとともに、所管教育事務所に提出するものとする。

カ 市町教育委員会から提出を受けた教育事務所は、教育センターに評価票及び研修計画書を送付するものとする。

キ 校長は、市町教育委員会が決定した研修計画に基づき、研修対象者に対し研修を受けるよう職務上の命令を発するものとする。

(2) 県立学校における研修前評価、研修計画等

ア 校長は、別表に定める評価基準に基づき、研修対象者について、研修前の評価を評価票に記入するとともに、研修計画書を作成して、県教育委員会に提出するものとする。

イ 校長は、教頭（分校長を含む。）を活用して、評価するとともに研修計画書を作成することができるものとする。

ウ 校長は、評価の実施及び研修計画書の作成に当たっては、研修対象者の意見等を聴取するものとする。

エ 県教育委員会は、校長から提出された評価票及び研修計画書について、必要な調整を行う。

オ 校長は、研修計画に基づき、研修対象者に対し研修を受けるよう職務上の命令を発するものとする。

7 研修後評価、研修報告等

(1) 小・中学校における研修後評価、研修報告等

ア 校長は、栄養教諭キャリアアップ研修Ⅱを修了した者について、研修後の評価を評価票に記入するとともに、研修報告書を作成して、市町教育委員会に提出するものとする。

イ 市町教育委員会は、評価票及び研修報告書を所管教育事務所に提出するものとする。

ウ 市町教育委員会から提出を受けた教育事務所は、教育センターに評価票及び研修報告書を送付するものとする。

(2) 県立学校における研修後評価、研修報告等

校長は、栄養教諭キャリアアップ研修Ⅱを修了した者について、研修後の評価を評価票に記入するとともに、研修報告書を作成して、県教育委員会に提出するものとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、栄養教諭キャリアアップ研修Ⅱの実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

別表 評価基準

評価	基 準
A	指標に示された「資質・能力充実期」に求められる程度より優れている。
B	指標に示された「資質・能力充実期」に求められる程度を満たしている。
C	指標に示された「資質・能力充実期」に求められる程度に対し努力を要する。

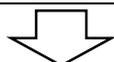
表中「指標」は、教育公務員特例法第22条の3第1項に基づき、県教育委員会が策定した指標を指す。

Ⅲ 研修の流れ

令和7年度養護教諭・栄養教諭キャリアアップ研修Ⅱ（県立学校）

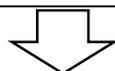
〔1学期〕

能力・適性等の評価、研修計画書の作成	
○校長は、評価基準に基づいて研修対象者の評価を行い、研修前評価票に記入するとともに、本人の能力や適性等に応じた研修計画書を作成し、研修前評価票と併せて教育委員会に提出する。	
・教頭（分校長を含む。）を活用して作成することができる。	
・作成に当たり、研修対象者から自己評価や研修への意見等を聴取する。	
・教育委員会は、校長から提出された評価票及び研修計画について必要な調整を行う。	
・校長は、研修計画に基づき、研修対象者に対し研修を受けるよう職務上の命令を発する。	



〔1学期・夏季休業中・2学期〕

校外研修（教育センター研修）の実施	
共通研修 （3日） ※うちオンライン2日	○教職員の資質・能力の向上、教職員の倫理と服務に関する研修 ○学校安全と危機管理、組織マネジメントに関する研修 ○ミドルリーダーとしての自覚と組織力構築に関する研修 ○特別支援教育、人権・同和教育、社会教育に関する研修
生徒指導等 研 修 （2日） ※うちオンライン1日	○不登校やいじめの問題等、生徒指導上の喫緊の課題に対し、少人数形式によるケース・スタディ等を通して、生徒指導力や教育相談力を養う研修 ○特別な教育的ニーズのある児童生徒の理解と支援に関する研修
専門研修 （3日）	○養護教諭・栄養教諭の専門性を高めるための研修 ・個々の研修対象者の評価結果を基にして個別に指導助言を行う。 ・指導主事、指導力の優れた養護教諭、栄養教諭等を講師とする。
選択研修 （2日）	○得意分野の伸長や今日的教育課題の解決を図るための研修 ・総合教育センター、研修対象者の所属する学校等において、2日行うものとし、内容は、「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励」により決定する。そのうち少なくとも1日は、総合教育センターが実施する課題別研修から選択する。



〔主として2学期〕

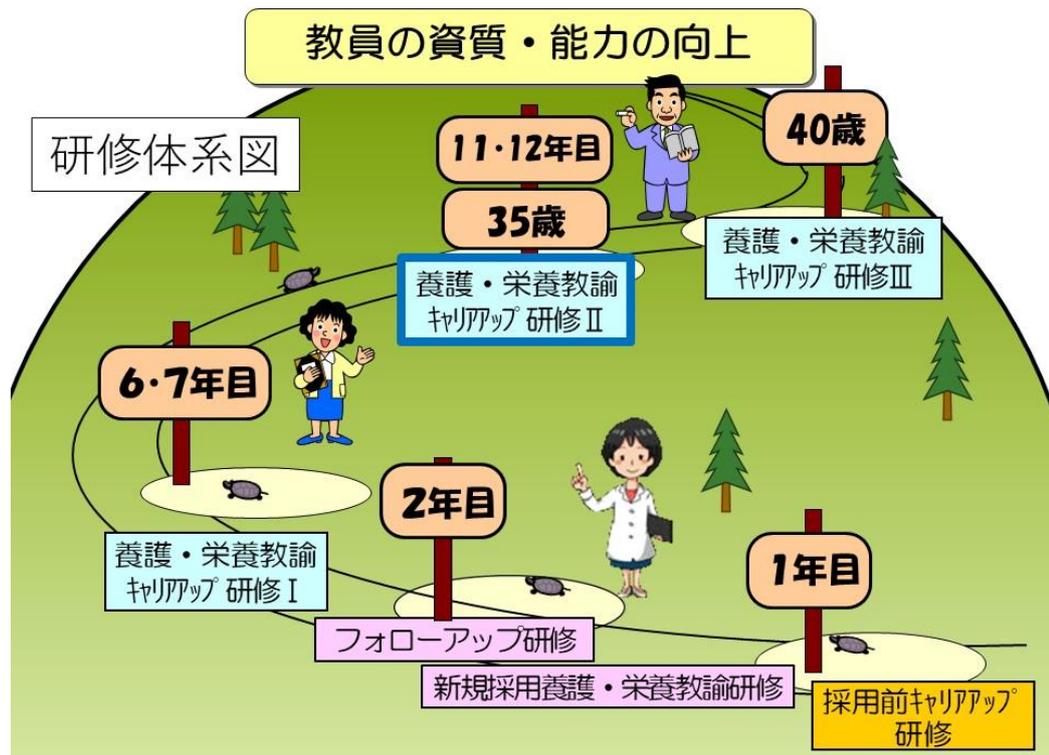
校内研修の実施（5日以上）	
研究授業・ 教材研究等	○研修対象者が実際に授業を実施し、校長、教頭、教務主任等が指導助言を行う。 【養護教諭】保健教育に関する研究授業、教材研究等を通じた研修 【栄養教諭】食に関する指導の研究授業、教材研究等を通じた研修
特定課題研究	○研修対象者が特定のテーマについて研究及び発表を行い、校長、教頭等が指導助言を行う。 【養護教諭】保健教育や保健管理等に関する特定課題について研究 【栄養教諭】食に関する指導や給食管理等に関する特定課題について研究



〔年度末〕

研修成果の評価	
○校長は、研修対象者について、研修後の評価を評価票に記入するとともに、研修報告書を作成し、評価票と併せて教育委員会に提出する。	
・教育委員会は、評価結果を研修対象者の今後の指導や研修に活用していく。	
○研修対象者は、研修の振り返りを行い、校内研修のまとめと所感を作成、提出する。	

IV 研修の概要



職 種	目 的	〔日数〕 実施日
	対 象	
養護教諭	専門性の向上及び指導力の強化を図り、中堅養護教諭としての資質を高める。	教育センター研修 [10日] 共通研修 3日 ・ 5月20日(火) オンライン研修【ライブ】 ・ 7月22日(火) ・ オンライン研修【オンデマンド】 7月1日(火)～8月29日(金) 生徒指導等研修 2日 ・ 6月11日(水) ・ オンライン研修【オンデマンド】 7月22日(火)～8月29日(金)
	・ 養護教諭5年経験者研修又は養護教諭キャリアアップ研修Ⅰを修了し、養護教諭としての在職期間が10年又は11年に達した者 ・ 養護教諭5年経験者研修又は養護教諭キャリアアップ研修Ⅰを修了し、35歳に達した者 (いずれも令和7.4.1現在)	
栄養教諭	専門性の向上及び指導力の強化を図り、中堅栄養教諭としての資質を高める。	専門研修 3日 【養護教諭】 ・ 9月18日(木)、10月31日(金) 11月28日(金) 【栄養教諭】 ・ 9月17日(水)、10月30日(木) 11月27日(木)ほか 選択研修 2日 ※「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励」により決定する。
	・ 栄養教諭5年経験者研修又は栄養教諭キャリアアップ研修Ⅰを修了し、栄養教諭としての在職期間が10年又は11年に達した者 ・ 栄養教諭5年経験者研修又は栄養教諭キャリアアップ研修Ⅰを修了し、35歳に達した者 (いずれも令和7.4.1現在)	

※一部の研修において、小学校・中学校と合同で開催する。

V 研修の実施について

1 共通研修

- (1) 総合教育センターでの集合研修1日と、オンラインによる研修（ライブ配信、オンデマンド配信）を実施します。
- (2) 5月20日（火）は、小学校、中学校、県立学校に所属するキャリアアップ研修Ⅱ受講者（教諭・養護教諭・栄養教諭）が合同で、ライブ配信により研修を実施します。また、7月22日（火）は、県立学校に所属するキャリアアップ研修Ⅱ受講者（教諭・養護教諭・栄養教諭）が合同で研修し、その一部を県立学校フォローアップ研修受講者（教諭）と合同で実施します。会場や持参品等は、総合教育センターから各学校に送付する共通研修日程（4月下旬送付予定）により連絡します。
- (3) オンライン研修の受講方法はp. 14を参照してください。詳細は、後日改めて連絡します。

2 生徒指導等研修

- (1) 総合教育センターでの集合研修1日と、オンラインによる研修（オンデマンド配信）を実施します。
- (2) 会場、持参品等は、総合教育センターから各学校に送付する生徒指導等研修日程（5月中旬送付予定）により連絡します。
- (3) オンライン研修の受講方法はp. 14を参照してください。詳細は、後日改めて連絡します。

3 専門研修

- (1) 小学校、中学校、県立学校合同で行います。
- (2) 会場や持参品、提出課題等は、総合教育センターから各学校に送付する専門研修日程（後日送付予定）により連絡します。

4 校内研修

研修対象者の所属する学校において、研究授業、教材研究等を通じた研修と、特定課題研究を通じた研修を5日以上行います。研究授業、教材研究等を通じた研修は、研修対象者が実際に授業等を実施し、校長、教頭、教務主任等が指導助言を行います。特定課題研究を通じた研修については、研修対象者が特定のテーマについて研究及び発表を行い、校長、教頭等が指導助言を行います。研修終了後、校内研修のまとめ（様式p. 18）を作成して提出してください。

5 選択研修

- (1) 総合教育センター、研修対象者の所属する学校等において、2日行います。内容は、「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励」により、研修対象者と校長が相談して決定してください。そのうち少なくとも1日は、総合教育センターが実施する課題別研修から選択してください（複数の講座を受講してもかまいません。）。
- (2) 総合教育センターが実施する課題別研修から、少なくとも1講座を受講します。講座名、実施日等の詳細については、総合教育センターのホームページに掲載されている「令和7年度研修のしおり」を参照してください。
- (3) 課題別研修の申込手続は、校長の承諾を得て、全国教員研修プラットフォーム（以下、「Plant」という。）で行ってください。講座ごとに申込締切日が設けられていますので、

期日までに校長の承認を完了してください。また、Plantでの申込みに関する詳細は、総合教育センターホームページに掲載されているマニュアルを参照してください。

- (4) 課題別研修における、会場、持参品、提出課題等は、総合教育センターから通知する開催要項により連絡します。開催要項は、実施日に応じて、Plantに掲載します。
- (5) 研修対象者の所属する学校等において研修を行う場合は、研修の内容を管理職や研修担当等と相談の上、決定してください。

〈研修対象者の所属する学校等における研修の例〉

- 総合教育センターの研修動画視聴（所属校における実践と振り返りを含む）
 - 独立行政法人教職員支援機構（NITS）の研修動画視聴（所属校における実践と振り返りを含む）
 - 近隣学校の公開授業参観及び研究協議参加
 - 自治体が主催する研修・研究会参加
 - 研究機関が主催する研修・研究会（愛媛大学教職大学院研究発表大会等）参加
 - 各種団体が主催する研修・研究会（青少年赤十字レベルアップセミナー等）参加
- (6) 研修計画書には、希望する課題別研修の講座や、研修対象者の所属する学校等において行う研修内容を記入してください。予定していた研修を欠席しても、他の研修等の申込みが間に合えばその研修に参加することで代替できます。受講する研修に変更があった場合は、実際に受講した研修を2月26日提出の研修報告書に記入してください。

6 その他

- (1) 提出書類について

【養護教諭】

- ・「令和7年度養護教諭キャリアアップ研修Ⅱ 研修前評価票」
- ・「令和7年度養護教諭キャリアアップ研修Ⅱ 研修後評価票」
- ・「令和7年度養護教諭キャリアアップ研修Ⅱ 研修計画書」
- ・「令和7年度養護教諭キャリアアップ研修Ⅱ 研修報告書」
- ・「令和7年度養護教諭キャリアアップ研修Ⅱ 校内研修のまとめ」（様式3_1、p18）
- ・「令和7年度養護教諭キャリアアップ研修Ⅱ 所感」（様式3_2、p18）

【栄養教諭】

- ・「令和7年度栄養教諭キャリアアップ研修Ⅱ 研修前評価票」
- ・「令和7年度栄養教諭キャリアアップ研修Ⅱ 研修後評価票」
- ・「令和7年度栄養教諭キャリアアップ研修Ⅱ 研修計画書」
- ・「令和7年度栄養教諭キャリアアップ研修Ⅱ 研修報告書」
- ・「令和7年度栄養教諭キャリアアップ研修Ⅱ 校内研修のまとめ」（様式3_1、p18）
- ・「令和7年度栄養教諭キャリアアップ研修Ⅱ 所感」（様式3_2、p18）

以上を作成の上、それぞれ期日までに総合教育センターまで提出してください。

詳細と、評価票、計画書及び報告書の様式については、令和7年3月下旬に送付する「令和7年度養護教諭キャリアアップ研修Ⅱの実施について」、「令和7年度栄養教諭キャリアアップ研修Ⅱの実施について」で確認してください。

提出書類	作成者	提出部数	提出期限
研修前評価票	校長	1部	令和7年6月6日(金)
研修計画書	校長	2部	
研修後評価票	校長	1部	令和8年2月26日(木)
研修報告書	校長	2部	
校内研修のまとめ 所感	受講者	各2部	

- (2) 基礎研修に係るアンケート調査について
今後の研修の参考とするため、アンケート調査を実施します(2月上旬送付予定)。

VI 受講についてのお願いと諸注意

1 出席について

- (1) 研修当日は、受付を済ませてから会場へ入室してください。
- (2) やむを得ず遅刻・早退をする場合は、必ず所属長を通じて関係先に連絡してください。
欠席をする場合には、所定の手続が必要です(p.17参照)。

2 オンライン研修の受講について

- (1) ライブ配信
使用するウェブ会議システム、受講方法等については、後日通知します。
- (2) オンデマンド配信
動画URL及び講座資料は、後日通知します。
オンデマンド配信による研修についての所感は、令和8年2月26日提出の「令和7年度愛媛県養護・栄養教諭キャリアアップ研修Ⅱ 所感」(様式p.18)に他の研修と合わせて記入し、提出してください。
- (3) その他
勤務時間内に落ち着いて受講できるよう、受講者は校長に時間と場所の確保について相談してください。

3 課題等の提出について

それぞれの研修において、提出課題がある場合、受講者は別途指示する内容等について、校長の指導の下に作成してください。課題は、次の要領で総合教育センター所長宛てに提出してください。

- (1) 提出の際には、「提出書類送付状」(様式1、p.16)を添付し、封筒の表左下又は通送用封筒の宛先欄に、「CUⅡ、養護」などと朱書してください(右図参照)。
- (2) 各自、提出課題の控えを取っておいてください。

記入例 封筒左下	
CUⅡ	
養 護	
通送宛先欄	
CUⅡ	養 護

4 講座資料について

事前ダウンロードが必要な講座資料は、開催日の3日前までにPlantに掲載します。

Plantの研修概要「ダウンロードファイル一覧」から、各自で印刷又は、端末にダウンロードして参加してください。センター内のWi-Fiには接続できません。

5 受講及び講座運営への協力について

- (1) 総合教育センターのホームページ等で使用するため、研修講座の様子を写真撮影します。
- (2) 携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定してください。
- (3) 研修中は、名札を着用してください。

6 非常変災発生時の対応について

総合教育センターが主管する教員研修において「警戒レベル4避難指示」以上が、*研修対象地域に発令された場合の対応については、以下のとおりとします。

- (1) 開始時刻3時間前に発令されている場合は、中止又は延期とします。
- (2) 開催地への移動中に発令された場合も、中止又は延期とします。なお、引き返すなどの安全に関わる判断は、各々で行ってください。
- (3) 研修中に発令された場合は、総合教育センターが継続・取り止め等の判断を行います。上記に限らず、校長は、避難情報や防災気象情報の発令状況に応じて、参加者の欠席・早退等の判断を行ってください。

*研修対象地域

- 1 研修対象者が県内一円の場合は、県内の1か所(市町)でも発令すれば該当
- 2 研修対象者が各地域(東・中・南予等)の場合は、地域内の1か所(市町)でも発令すれば該当
- 3 研修対象者が各市町の場合は、市町が発令すれば該当

7 その他

- (1) 基礎研修や課題別研修など各種研修に関する情報は、総合教育センターホームページ(<https://center.esnet.ed.jp/>)に掲載しています。
- (2) 自家用車を利用する場合は、生涯学習センターの東側下にある駐車場を利用してください。総合教育センター構内には、特別の場合を除いて駐車できません。なお、駐車場の入・退場については、東側出入口を利用してください。
- (3) 研修にふさわしい服装で参加してください。ネクタイの着用については、自由とします。
- (4) 昼食は各自で用意してください。業者による弁当販売もあります。
- (5) 研修を受ける際に、個別に配慮(合理的配慮の提供)が必要な場合は、申し出てください。
- (6) 天候の状況等により、やむを得ず中止・延期する場合があります。その際には、各学校に連絡するとともに、センターホームページに掲載します。

VII 欠席の手続

病気その他やむを得ない事情で欠席する場合は、「欠席届」(様式2、p.17)を速やかに総合教育センターまで校務系グループウェアのメッセージで提出してください。「送付状」は不要です。

なお、緊急の場合は、管理職を通じて総合教育センターに連絡し、後日「欠席届」を提出してください。

メッセージ送信先ユーザー 「04基礎研 養護」

メッセージ送信先ユーザー 「03基礎研 栄養」

様式2 欠席届の様式 (規格A4)

欠 席 届

令和 年 月 日

愛媛県教育委員会教育長 様

学 校 名 愛媛県立〇〇〇学校
職 名 〇〇教諭
氏 名 〇〇 〇〇

私は、次のように欠席したいので、お届けいたします。

記

研 修 名	欠 席 日	欠席する理由
令和7年度〇〇教諭 キャリアアップ研修Ⅱ (〇〇〇〇〇研修)	令和 年 月 日	(具体的に記述してください。)

上記のことに相違ないことを確認し、提出いたします。

令和 年 月 日

愛媛県立〇〇〇学校

校長 〇〇 〇〇

※様式は、総合教育センターホームページ (https://center.esnet.ed.jp/kenshu_top/youshiki) からダウンロードすることができます。

様式3 校内研修のまとめ、所感の様式

※以下の文書は、A4判用紙、縦使用、横書き、余白（上下左右各20mm）、フォントMS明朝（12pt）で作成してください。文字数、行数は特に指定しません。

1 令和7年度養護教諭・栄養教諭キャリアアップ研修Ⅱ 校内研修のまとめ

令和7年度〇〇教諭キャリアアップ研修Ⅱ 校内研修のまとめ

	受講者番号	
学校名	愛媛県立〇〇〇〇学校	
職・氏名	〇〇教諭・〇〇 〇〇	

(A4判用紙両面印刷2枚程度)

2 令和7年度養護教諭・栄養教諭キャリアアップ研修Ⅱ 研修対象者の所感

令和7年度〇〇教諭キャリアアップ研修Ⅱ 所感

	受講者番号	
学校名	愛媛県立〇〇〇〇学校	
職・氏名	〇〇教諭・〇〇 〇〇	

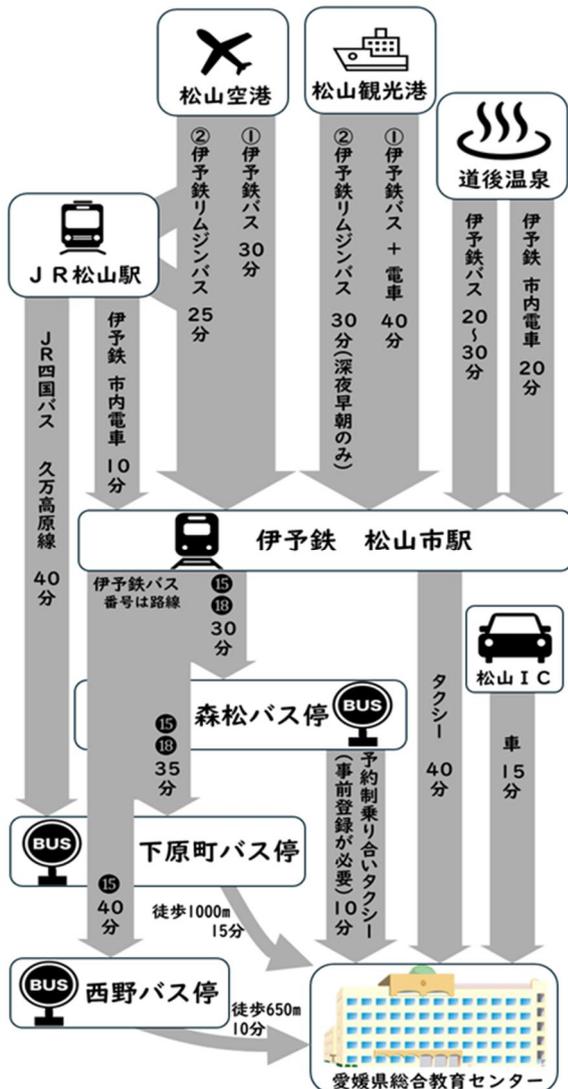
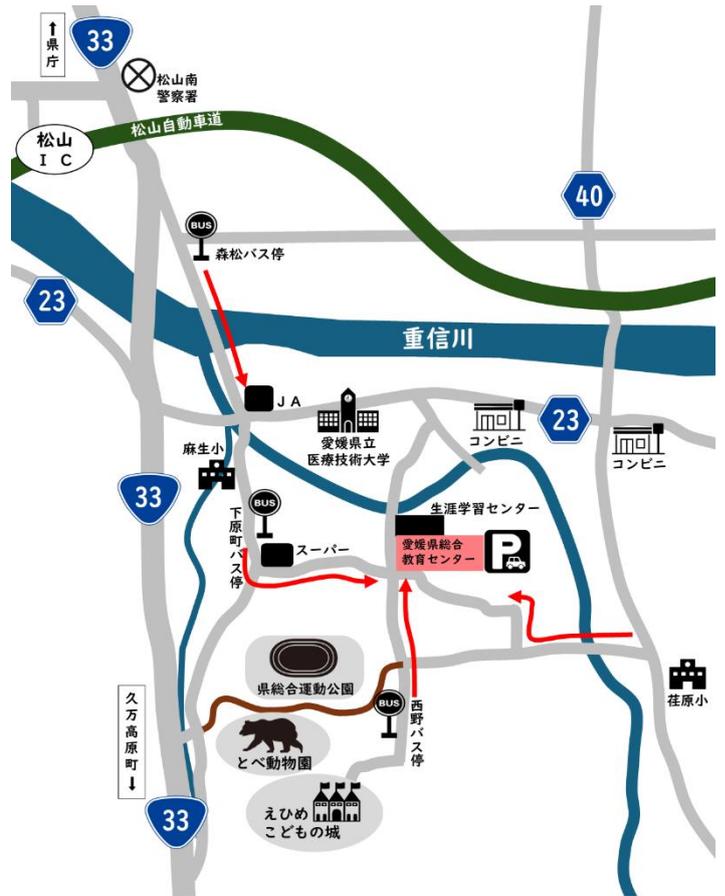
- 1 校外研修について
 - (1) 共通研修について
 - (2) 生徒指導等研修について
 - (3) 専門研修について
- 2 校内研修について
- 3 選択研修について

※共通研修と生徒指導等研修のオンライン研修（オンデマンド配信）については、**必ずそれぞれの講座に関する所感を記入**してください。

(A4判用紙片面印刷1枚)

提出期限 2月26日(木)

交通案内



<自家用車を利用する場合>

図の矢印に沿って進み、愛媛県生涯学習センター東側下にある駐車場に駐車してください。愛媛県総合教育センターや愛媛県生涯学習センター、えひめ青少年ふれあいセンターの構内には、特別の場合を除いて駐車できません。